

○浅麓環境施設組合通勤手当の支給に関する規則

昭和41年4月1日

規則第19号

改正 昭和57年10月1日規則第1号

通勤手当の支給に関する規則については、小諸市における通勤手当の支給に関する規則（昭和33年小諸市規則第15号）を準用する。この場合「市役所」とあるを「組合」と読み替える外「市長」とあるを「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。